令和７年度　２月邑南町農業委員会総会議事録

日時：令和８年２月２４日（火）
時間：１３時３０分～
場所：邑南町役場　大会議室

出席農業委員　１３名（欠席０名）

1　三上　孝行	2　沖田　浩	3　荒木　晃夫	4　服部　耕二
5　種　　克也	6　服部　信彦	7　椿　　徹	8　片岡　里美
9　植田　眞二	10　松﨑　寿昌	11　宮本　　武	12　大石　幹夫
13　高木　敏彦			

出席推進委員　２名（欠席３名）

		12　三田　　誠	
14　藤田　兼一			

議事日程

第１　会長挨拶
第２　議案
- 議案第１号　農地法第３条の規定による許可申請について
- 議案第２号　農地法第５条の規定による許可申請について
- 議案第３号　公売に係る買受適格申請について
- 報告第１号　農地法第３条の３の規定による相続等の届出について

その他
(1) 事務連絡
(2) その他

会議の概要

議長	令和7年度 第11回2月の邑南町農業委員会の総会の方を始めていきたいと思います。会長の挨拶という事ですけど。2月に入って例年より早く気温の方が上がって、農作業の方も忙しくなるような感じで。早いところでは、××のような所がありました。まあ、年々早くなってきて。仕方ないとは思いますけど。まあ、気を付けてやっていただきたいと思います。あと、2月に入って任期の方も、あと２ヶ月余りの任期となると思いますが。次の4月からの分も通知が来たと思いますが。新しい方でも、農業委員の方も進めていきたいと思います。よろしくお願いいたします。 2番の議事録署名者の指名ですけど、今月は10番松﨑委員さん。11番の宮本委員さん。お願い致します。本日の欠席者はございません。 それでは、早速ですけど。3番の議題の方に入っていきたいと思います。議案第1号農地法第3条の規定よる許可申請について。今月は、5件上程されています。事務局の方で、読み上げの方をお願い致します。
事務局	はい。読み上げの前に、すみません。1点、資料の訂正をさせてください。お手元にお配りさせていただいております、担当員の一覧の方。ちょっと修正がございましたので。差し替えをお願いできればと思います。合わせてですね、議案の10ページ、11ページにつきましてもちょっと担当委員の方に誤りがございましたので。差し替えをしていただければと思います。申し訳ありませんでした。 それでは、読み上げをさせていただきます。 申請番号073-39。農地の所在が井原××-×。登記地目が畑。面積が79㎡。3条の無償の所有権移転です。譲受人は、○○○○さん。譲受人が、●●●●さんです。 続きまして、申請番号073-40。農地の所在は鱒渕××。登記地目、田。面積が437㎡。3条の無償の所有権移転です。譲受人は、□□□□さん。譲受人が、■■■■さんです。 続きまして、申請番号073-41。農地の所在は中野××-×。登記地目、畑。面積が127㎡。同じく、中野××-×。登記地目が田。面積が1542㎡。同じく、中野××-×。登記地目が畑。面積が293㎡。3条の有償の所有権移転です。譲受人は、△△△△さん。譲受人が、▲▲▲▲さんです。 続きまして、申請番号073-42。農地の所在は井原××-×。登記地目が田。面積が552㎡。同じく、井原××-×。登記地目が田。面積が1200㎡。3条の無償の所有権移転です。譲受人は、◇◇◇◇さん。譲受人が、◆◆◆◆さんです。 続きまして、申請番号073-43。農地の所在は上田所××。登記地目が田。面積が1291㎡。同じく、上田所××-×。登記地目が田。面積が936㎡。同じく、上田所××-×。登記地目が畑。面積が108㎡。同じく、上田所××-×。登記地目が田。面積が135㎡。3条の有償の所有権移転です。譲受人は、☆☆☆☆さん。譲受人は、★★★★さんです。以上、5件です。
議　長	はい、ありがとうございます。事務局の方より読み上げをしていただきましたけど。審議の方に入っていきたいと思います。申請番号073-39の件に関して、

	宮本委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。
１１番	はい。それでは失礼致します。申請番号 073-39 の件について現地確認の報告をおこないます。この、畑ですけど。この○○○○さんというのは日貫ですけど。この下の、●●●●さんとっからお嫁に日貫に行かれた方で。その時に土地。畑を少し分けて、お嫁に持って行かれたような事情があるそうです。この件につきまして、2 月の 23 日。日曜日ですけど。ここにおられる、藤田推進委員さんと、この●●●●さん。ちょっと不在だったんで、奥さまに現地を説明と立ち会いをしていただきました。下の地図をちょっと、見てもらえば分かりますが。これは、井原の旧国道をあっち入ったところで。左に、交差点から上に上がりますと。＊＊寺という大きな寺があります。そこを、ずっとこう行ってもらった所に●●●さんの家があって、その上の方の畑に細長い畑になります。そっから事情で、まあこっちに畑があっても、しょうがないと。作りもできやせんので、返すいやおかしんですけど。家のものを●●さんの１こ上になられるんですけど。譲り渡すと。いう話になったそうで、現在ずっとこの●●さんがずっと畑作られとって。現地確認に行った所、玉葱を植えられて、綺麗に畑は作られておられました。周りもチェックシートに合わせても、そんなに畑ですんで。水やら、薬なんかを関係ないと思われますんで。審議の程、よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございます。藤田推進委員さん。何か付け加えたりする事あれば・・・。
推14番	別にありません。よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございます。それでは、先ほど説明していただきました。073-39 の件に関して、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。 ございませんでしょうか？ (意見質問なし)
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 073-39 の件に関して、許可相当と思われる方は。挙手をお願い致します。 （全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 073-40 の件に関して、服部委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。
６　番	お願い致します。073-40 についてご説明を致します。先週、18 日の日にですね。田中推進委員さんと 2 人で■■■■さんに面談及びですね。現地確認をしてまいりました。場所はですね。この地図には載ってないんですけど。向かって右側の方に写っているのは@@@があるところでございます。下に流れているのは、右下に流れているのは。右下に流れているのは出羽川でございます。@@@から正面を見ると、￥￥寺っていうのが見えると思うんですけど。ちょうど、裏手ぐらいの場所でございます。今回はですね。この物件は、この□□さんの物件の前にお家があるんですけど。現在、この、こちらの住所に書いてある通り。本人さんはですね。広島県の高田市の吉田の方にですね。お住まいになられて、も

	うこちらの方には、もう戻ってこられないということで、所有されてる農地をですね。処分というかですけど。色々処分されてるような状況であるというふうにお聞きしました。この現地はですね。もう何十年もちょっと何か耕作されてないような土地でございまして。ちょっと野菜を作ることもできず。米もできず。農地のまま残されてるような。言い方悪いんですけど。ちょっと思いあたる物が、作れるような物がないような。デコボコと、××。まあ、夏場は変えるとおっしゃってましたけど。今これ■■さんに向けて、どうされるんですか？ってお聞いたら。このままじゃ、農地としても使えないんで。整地して、まあ、荒らすわけにいかないんで。果樹を植えられるということでございました。特にですね。問題もないと思いますし、■■さんの方でこの土地を管理しましていただけるんであれば非常にいいお話かなというにお聞きしました。特に問題はないと思いますんで、どうぞよろしく審議のよろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。田中推進委員さん・・。おられない。それでは、説明していただきました。073-40 の件に関してご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願いします。
	（意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入りたいと思います。申請番号 073-40 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 073-41 の件に関して。服部耕二委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。
４　番	073-41 についてご説明申し上げます。2 月 22 日、上田委員と 2 人で▲▲さんにお会い致しまして、お話を伺ってまいりました。場所は、次の 4 ページの左の地図を見てください。次の次もです。それで、三角によって斜線が引いてある道路。左に向かって約 100 メートルの所に石見中学校がございます。それから、左上に矢上井原線。町道があります。約 100ｍくらいです。そういう位置関係でございます。この農地を取得するにあたり▲▲▲▲さんにお話を聞きましたところ。▲▲さんが家を探しておられまして、その関連で、△△さんから頼まれておられた地元の人が、▲▲さんに話を持ちかけ農地の一切合切をまとめてなんとかしてください。いう事でお互いに話し合いをされて、今回の案件になりました。なお、▲▲さんは多少の機械を持っておられますが。でも、田んぼの維持管理、田と畑の維持管理をしていくとおっしゃっておられましたんで、こちらとしてはそんなに、それに対してどうこういう事もないんで。また、チェックシートに照らし合わせても問題ないと思いましたので、審議の方よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。上田推進委員さん・・。
４　番	今日は、休み。
議　長	休み？　それでは、説明していただきました 073-41 の件に関しまして、ご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。 ございませんか？

	（意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 073-41 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、申請番号 073-42 の件に関しまして。宮本委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の報告をお願い致します。
１１番	はい。それでは、073-42 番。所有権の××について、現地からの報告をおこないます。この件も、さる 23 日に藤田推進委員さんと譲受け人の◆◆◆◆さんと現地確認をおこないました。この◇◇さんというのは、昔、井原におられて。あっこに家があったんでいうて。◆◆◆◆さんの向かいの方に家があって、田んぼを持って作れされとったそうなんですが。この家も、今は竹と木でボウボウで家もはずれてないような状態になっております。田んぼも、◆◆さんが随分前から、お父さんの代からずっと預かってやっとられて。自分も、よその他とこのを預かったような話をされとられました。現地の方ですけど。地図の６ページですね。6 ページに見てもらえば。場所としては、大きな目印はないんですけど。あそこの井原から、片田を通って中野よりまっすぐ抜けるとっから、ずっとちょっと奥へ山の方へ入って行ったところで。まあ、これも＆＆商店さん。金物やなんかをやっとられる方で。ちょうど、工場の前の方になります。家も、山手の方にありまして、家の前の方の 2 枚の田いう事で。まあ、現在は何も作っておられないんですが、草を年に 2 回ぐらいは刈って作りはされてないような感じですが。放棄地ではないいう事で。昔から、預かっとるんでわしが草を刈りよったんよーいうてから。話されとりました。作るにしても、ちょっとかなりの厳しい条件。水がないとかですね。猪がちょとへりの方をゴソッと歩いとるような所の田んぼでした。いう事で、チェックシート等合わせても、何も問題はないと思われますんで。今後作るかどうかいうのは、ちょっと天候次第いうか。水が十分にあるような感じなら。代がかける状態なら、かいてから作ろうとは思っとります。いうような返答でした。特に、問題はないと思われますんので。協議の方、よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございました。藤田推進委員さん。付け加えたりする事があれば。
推14番	別にありません。よろしくお願い致します。
議　長	はい。ありがとうございました。それでは、先ほど、説明していただきました 073-42 の件に関してご意見ご質問等がございましたら挙手をして発言の方をお願い致します。
	（意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 073-42 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。

	続きまして、申請番号 073-43 の件に関して。服部委員さん。現地での調査及び聞き取りの方の説明をお願い致します。
6　番	よろしくお願い致します。それでは、073-43 についてご説明を致します。18 日の日にですね。沼田推進委員さんと、受け人の★★★★さんに面談をしてきました。現地の確認を合わせてしてまいりました。場所はですね。7 ページの地図なんですが。この真ん中に走っているのが、国道 261 でございます。上の方に行きますと、道の駅ですとか。直近でいいますと、ここに＃＃＃＃観察舎ですか？＃＃＃＃館っていうのがあります。下を行きますと、隣広島県大朝町。北広島町の方にむかっとります。特に、目印的にはないんですが。まあ、地区的には上田所っていう場所でございまして。比較的、ひらけた感じの場所でございます。今回の物件はですね。この☆☆☆☆さんっていう方は、この物件の下にですね。ちょうど道路脇に＊＊＊＊さんの家があるんですけど。そちらにお住まいなんですが。ご長男といいますか。娘さんはですね、関西の方面の方に住んでらっしゃってまして。実際も、☆☆さんっというかお母さんですか。こちらにお住まいで、今まで、この田んぼはですね。息子さんが休みの時に帰って、耕作をされてたそうでございます。ところが、病気で倒れられてですね。こちらへは、戻ってこれないというようなことになられたそうで。それ困ったことかなという、いうようなことで思っていたところですね。ちょうど、この近所に空欄にはなってるんですけど。今回のこの★★さんとこの田がございまして。その件も含めて、★★さんには、ちょっと面倒みてもらえないかと。いうようなことで依頼があったそうでございます。★★さんとしても、この上の方の田とかも自分とこでやってらっしゃるがらしくて。ついでというと、なんなんですけど、一緒にやりましょうと。管理しましょうということで、今回のお話になったそうでございます。特に、問題ないと思いますんで。よろしく協議の程、お願い致します。
議　長	はい。ありがとうございました。では、073-43 の件に関して、説明していただきましたけど。ご意見ご質問等がございましたら、挙手をして発言の方をお願い致します。
	（意見質問なし）
議　長	ないようですので、採決の方に入っていきたいと思います。申請番号 073-43 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。今月は 1 件ございます。事務局の方で、説明をお願い致します。
事務局	はい。それでは、申請番号が 075-16。農地の所在は、下田所××-×。登記地目が田。面積が 879 ㎡。同じく、下田所××-×。登記地目が田。面積が 762 ㎡。有償の賃貸借権の設定です。譲渡人が、▽▽▽▽さんの相続人、@@@@さん。借受が邑南町です。転用の目的は、￥￥￥及び％％％の用地。申請理由は、￥￥￥及び％％％の用地とする為です。所要面積ですが、土地造成が 1641 ㎡です。この土地ですが、第 2 種農地となります。農用地区域外です。農地法第 5 条

	第2項ただし書きにより許可できるものと判断しております。追認の案件ですので、顛末書が添付されております。以上1件です。
議　長	はい。これ、服部委員さん？　説明？
事務局	事務局から。 すみません。この5条について、事務局から説明をさせていただきます。場所なんですけれども、皆さんご存知だと思いますが。瑞穂地域、田所地区の261号線沿い。旧￥￥￥￥及び％％％％の建物と、その後ろの出荷者の方が駐車をしたりするスペースになっております。すみません、この経緯についてなんですけれども。平成4年頃。3～4年頃にかけて、この旧￥￥￥￥の方の、用地の手続き交渉っていうものもされておりまして。その後、改修を経てですね、％％％％も併設されるというような状況でした。この￥￥￥￥の駐車場の部分、それから隣に並んでいる合銀の駐車場と、合銀の敷地の部分についてはですね。当時平成4年に、転用の申請の方が出ておる状況でした。実際に地目変更されている状況です。この経費、細かい部分については、すいません。分からないんですけれども。この建物部分。今回の渡人で出している岡田さん所有の、2筆についてはですね。同時期に、取得と町と土地所有者さんの賃貸借の契約はされてはおるんですけれども。農業委員会への手続きっていうものがされていない状況でした。この度ですね、新しく＊＊＊＊の方が整備されて、この▽▽さんの土地と、それからそれ以外の方の駐車場の部分も含めてですけれども。所有者の方へ返す手続きをしている中でですね。申請が出ていないんじゃないかということが分かりまして。この度、追認で転用の許可の方を申請の方をさせていただきました。公共施設、￥￥￥とかですね。そういう公共施設ということで、何かしら許可不要の手続きを、その当時、もしかしたら、旧瑞穂町の方が踏んでいたのかもしれないですけれども。何分ちょっと古い話でして、その当時、県の方に申請をして許可を受けておった時代なんですけれども。県の方も、やはり資料は残っていないと。いう事で、所有者に返すにあたってですね。地目変更が出来る状態にして、お返しするのが筋だろうと、いうところで。この度、挙げさせていただいて。追認案件で挙げさせていただいております。今、ご存じのように実際は建物部分を解体をしておりまして。おる状況です。が、農地に戻されるという意向は、所有者の方はありません。その後、どういった用途に使うかっていうところについてまでは、まだ所有者の方の方も、お決めになられていないということで。この契約、町の方が借り受けている契約期間が3月31日までですので。今回ちょっと2月の方に挙げさせていただいてですね。地目変更の部分については、許可をいただければなということで、今回申請の方を挙げさせていただきました。以上になります。審議の程よろしくお願いします。
議　長	はい。ありがとうございました。事務局から説明していただきましたけど。ご意見ご質問等がございましたら挙手をして質問の方をお願い致します。
１１番	はい。これ、古い分の￥￥￥の所だろう思うんですが。あの時代は、借用でね。ほとんど、ここら辺でも。町で建物、建てたとしたら。よその土地だで。っていうような事は、再々聞きます。それで、まあ。現在の新しい￥￥￥は全部。まあ、

	事務局の担当じゃない言われるかもしれんけど。買い上げ皆なっとるんですかね。借地でないと物を建たせんいうよな方もおったかどうか、分からんですが。現在は、全部、買い上げ。お国兼町かもしれんけど。全部買い上げなっとるんですかね？ はい。全部、町といいますか。一部、あの国交省とかですね。色々書いてはおりますが。用地買収の方をしているというふうには聞いております。
１１番	一応、大きな問題はおきないと。
事務局	ええ。はい。
１１番	分かりました。以上です。
議　長	他にございますでしょうか？
	（意見質問なし）
議　長	ないようでしたら、採決の方に入りたいと思います。　申請番号 075-16 の件に関して、許可相当と思われる方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございました。全会一致で許可相当と認められます。 続きまして、議案第 3 号公売に係る買受適格申請について。2 件出ております。事務局の方読み上げをお願い致します。
事務局	はい。始めに、申請番号 07 証－１。農地の所在は矢上××-×。登記地目が田。面積が 3193 ㎡です。出願人は◎◎◎◎さん。渡人が邑南町となっております。申請の理由は、農業の規模拡大の為です。 続きまして、申請番号 07 証-2。農地の所在は、同じく矢上××-×。登記地目が田。面積が 3193 ㎡です。こちらの出願人は●●●●さんです。こちらも申請の理由については、こちらも農業の規模拡大の為となっております。以上です。読み上げは。
議　長	2 件の案件になると思います。植田委員さん。現地の説明は、1 番、2 番？
９　番	一緒に、やらせてください。
議　長	はい。お願いします。
９　番	そうしましたら。申請番号 07 証－１。受け人が◎◎◎◎氏。07 証-2。●●●●氏。両名による公売の参加の案件でございます。この、農地は同一でございますので。先ほど、話をいただきましたように。1 本として説明させていただきます。場所については、12 ページの地図をご覧下さい。下側横に走っている道路が、農道の南線でして。右側が中野、井原。国道 261 に繋がります。反対に、左側へ行くと＃＃＃と＊＊＊の 4 差路にあたりまして。その 4 差路から、約 500ｍくらい下った位置に、この農地がございます。この、申請については。私もすみません。担当として初めてのケースでございまして。事務局の説明通りでございますが。調書分の農地、購買あたって、先ほど 2 名の方が申請をされたということで、この度、買受適格証明を発行というような運びになっております。それで、それが妥当であるかどうかという案件でございます。2 月 16 日に、三田推進委員とそれぞれの方に出向きまして、◎◎氏及び●●氏と面談をさせてもらって。聞き取りを致しました。耕作については、それぞれ皆さん経験もございますし。実績もあ

	るというような事から、引き受けさせてもらって農業の拡大をしたいと。それぞれ、申出がございました。そういう事で、今回、証明という事で耕作についても特に問題ないと判断致しましたので、証明願の方を了承したく審議をよろしくお願いを致します。以上です。
議　長	はい。ありがとうございました。三田推進委員さん。付け加えたりする事が。
推12番	ありません。
議　長	ありがとうございます。先ほど、説明をしていただきました。ですか、何かご意見ご質問がございましたら挙手をして質問の方をお願い致します。
7　番	はい。
議　長	はい。椿委員さん。
7　番	ようは、邑南町さんが手放すんで。2人とも、なられるわけないんで、どっちも農業委員会的には資格はありますみたいな事？なんでしょ？
事務局	はい。そうです。すみません。補足というか、説明がなくて。
7　番	買うとか、どうのこうのでなしに。どっちも、農業。この買い取る申請、手を挙げる資格があります。いうだけの事でしょ？
事務局	そうですね。はい。おっしゃっていただいた通りでして。この度、購買にこの邑南町所有の農地を購買するにあたりまして。農業委員会の方に通常であれば、所有権移転で3条の手続きになるんですけれども。この度、こういう購買とか、競売とか。公のところがするにあたって、今回のこの借受けられたあとに。適格かどうかっていうのの証明を持っている方でないと、この購買とか競売とかっていうのに参加することができないというふうになっております。具体的に、適格申請とか、何を判断するのかというところで。農地法の3条。ようは、買われた後に3条の申請したけど、農業委員会がこれは許可できんだろう。っていうような事になってしまった場合に、売買契約が成立しないっていうところで。その前に、3条と同じ内容について農業委員会の方で、判断をしてください。っというものが、この適格申請になります。ですので、植田委員さんから説明を頂いたように、どちらがいいとかですね。いろんな事ではなく、耕作を今回でいうとですね。三反近くの農地ですので。当然、大型農具がないと管理ができないといったところとかですね。面談をして頂いて、どういう農地を農地のままとして売りますので。のちのち転用目的とか、そういった事ではないっていうところについとて、判断をしていただくような内容になっております。どちらも、農業歴も長い方ですので、そこについて農業委員会として、公売に参加してしてもいいですよっていう証明を出しても、よいかどうかっという事を今回審議をしていただければと思います。実際に、26日にこの入札の方は、行われますので。今回、このあと審議していただきまして、どちらか片方という事であればその方しか参加できませんので。その方が。どちらもっという事であれば、今度は入札ですので。金額とか。条件に、町が提示する金額、条件。合致する方が、そこで選ばれるという事に流れとしてはなると。来月か、4月になるかもしれないですけれども。4月の時には、改めて3条の申請を、その決まった方に出して頂いて。この場で審議はせずに、よその市町でこういったケースがある場合は、この公売の適格申請

	のところでも審議をしていただいてますので。次の3条が出てきた際は、もう報告のみで通すっていうようなやり方をされているような所もあるそうです。そこらへんを加味して、この度は判断の方をしていただければというふうに思います。補足でした。
議　長	事務局の補足もありましたが、このたび、3条の審議も兼ねてるということで。
事務局	はい。
議　長	3条的にはどちらも、大丈夫だいう事で。まあ、採決をして頂ければと思います。
6　番	ちょっと、いいですか？　あの、この◎◎さんっていうのは、これ全部米なんですか？経営内容ちょっとできればちょっと教えてもらいたいなあって。お互いの●●さんと。果樹をやってるとか。あるいは、野菜をやってるとか。全て、米なんだとか。それによってね、今回の土地を全部水田にするのか。或いは、果樹みたいなものにするとか。大体想像つくと思うんですけど。ちょっと、あの近所でないもんで、この2人の方の知識がちょっと私がないもんですから。どうくだしていいか分からない。経営評価でみるとね。私は、多いぐらいにしか判断つかないんで。実際、農業種目としてね。どんなものを、大体どんな比率で、どのぐらいでやってらっしゃるかっていう。大ざっぱな範囲で結構なんで。もし、分かる範囲でちょっと教えていただければなあと思うんですけど。
9　番	◎◎さんは米主体です。
6　番	はあ。はい。
9　番	水稲。●●さんは、ほとんど、水稲だと思うんですが。
推12番	だけえ、●●さんの方は一応、自分方の農地は1丁くらい。それから、あと会社で@@いうのをやっとられるん。
6　番	ああ。
推12番	それで、約米が11丁。それと米が11丁貸してもろうとる。やられとる。
議　長	この土地も？
推12番	この上側3枚は全部@@がしとる。
6　番	@@さんがやっとるんですね。
推12番	この田んぼの上の3枚ね。
6　番	都合がえっちゃ、都合がええね。
議　長	よろしいですか？
6　番	はい。分かりました。
議　長	他に、ございませんか？なければ・・。
2　番	ちょっと。いいです？
議　長	はい。
2　番	あの、ちょっと、議案についての質問でもないかもしれんですけど。これ、邑南町の所有農地いう事で。これ今までは、邑南町としてはどのようにされとったんですか？
事務局	はい。本当の当初は、旧石見町時代に、この辺りにゴルフ場か何かを建設するっという計画があって農地を取得したようです。それも、かなり古い話です。平

	成初期頃の。
６　番	麦を作りよった。￥￥￥￥は麦を作りよった。
事務局	はい。そういった関係だと思います。￥￥￥￥とかの一体の関係で、取得は町が、旧石見町がしたようです。ずっと管理自体は、研修生。￥￥￥￥の研修制度とかの中で、機械のトラクターとか。そういったものの乗り方とか。研修の一環で、管理をしておりまして。最近だと、＆＆＆隊とかの研修の一環で管理をおりました。が、ここ何年かは、実際には何にも、手がつけられてないような状況ではあるので、放棄地ではないですけれども。若干、周りの農地と比べると荒れてるような状態が、ここ何年か続いているといったような経緯で聞いております。
１１番	じゃあ。この件は、今から出るね。あの時代に、うちらの××も田や山を売って、農機具買うて。車庫も作って。バリバリを置いてから、ばらしよんさったけ。もっとあるんじゃないんですか？
事務局	町から？です？
１１番	一遍にやったがええんじゃないん？めんどくさいけ。みんなは、買えや、買えや。取得させてーや。
事務局	基本的には、農地を持ってはいけないので。町が。あまり、ないと思います。
議　長	この土地の隣の土地は、田ですか？
事務局	はい。この並びは全部田が、田になってなってますね。はい。
推12番	両方、まともに作られよった。この田んぼの上下はね。
議長	他に、聞いてみたいことがあれば。
	（意見質問なし）
議　長	それでは、ないようでしたら、採決の方に入りたいと思います。 個別にいきます。申請番号07証－1の件に関して、証明願の発行が可能だと判断される方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可できるものとします。 07証－2の件に関して、許可できると判断される方は挙手をお願い致します。
	（全員挙手）
議　長	はい。ありがとうございます。全会一致で許可できるものとします。議案の方は、以上で終了で。 報告の第1号、農地法第3条の3の規定による相続等の届出について。読み上げをいたしません。質問がございましたら、質問をしてください。 ～ご覧中～
議　長	目を通していただきまして、ないようでしたら、4番のその他に入らせていただきます。

	（その他） （1）事務連絡 （2）その他 次回の総会は、3 月 23 日（月）13：30 からでお願いします。

以上会議の顛末を記録し、相違なきを証するために署名押印する。

会　　長　　印

議事録署名委員　　印

議事録署名委員　　印